



市政記者クラブ加盟社 各位

職員の懲戒処分について

次のとおり、職員の懲戒処分を行ったのでお知らせします。

記

- 1 セクシュアルハラスメントに対する処分
 - (1) 処分年月日
令和5年5月29日
 - (2) 処分内容
停職3月（地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当）
 - (3) 職員の職位等
市立病院診療部 一般級（40歳）男性
 - (4) 事案の概要
被処分者は、令和5年3月、職員に対し、身体への接触や性的な内容のLINEの送信など、セクシュアルハラスメント行為を行った。
 - (5) 退職の承認
当該職員から退職の申出があり、5月29日付けで退職とした。

【問い合わせ先】
市立病院事務局総務課
担当：次長兼総務課長
小笠原 美千代
TEL：635-0101（内）2340